

参考資料 2

社援発0204第10号
平成27年2月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布され、その概要について、平成25年12月13日付け社援発第5号当職通知「生活保護法の一部を改正する法律の公布について」を発出したところである。

改正法については既にその一部が施行されているが、未施行分が本年4月1日から施行されることに伴い、生活保護法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第39号。以下「改正政令」という。）及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第15号。以下「改正規則」という。）が本日公布され、本年4月1日から施行される。

今回施行される改正法、改正政令及び改正規則の規定について、その趣旨、主な内容等は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

記

第1 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第27条の2に基づいて、保護の実施機関は、自立に関する相談に応じ、助言を行うことができることとされている。このうち、就労の支援に伴う情報提供等についてもこの規定に基づき実施されてきたが、今般、その重要性に鑑み、別途一つの事業として位置づけた上で、国及び地方自治体が費用を負担することとしたものであること。（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第55条の6第1項、第70条、第71条、第75条関係）

また、当該事業については、保護の実施機関が実施するほか、社会福祉法人等に委託して行うことも可能とするとともに、当該事業では個人情報等を取り扱うことがあるため、受託した事業者に対して守秘義務を課すこととしたものであること。（新法第55条の6第2項及び第3項関係）

さらに、当該事業者がその業務に関して知り得た秘密を漏らした場合について罰則を設けることとしたものであること。（新法第85条の2関係）

2 留意事項

1と併せて、改正政令において、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「令」という。）を、改正規則において生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）を、それぞれ次のとおり改正することとしたので、留意すること。

(1) 改正政令による令の改正

新法第70条、第71条及び第75条第1項の規定により、被保護者就労支援事業に要する費用については、市町村及び都道府県が支弁しなければならないこととするとともに、国は別途政令で定める国庫負担算出の基礎に基づき算定した額の4分の3を負担することとされており、負担金算出の基礎等について、次のとおり定めることとしたこと。（改正政令による改正後の令第10条関係）

ア 負担金算出の基礎

新法第75条第1項（第3号及び第4号に限る。）に規定する国の負担は、各年度において、以下のいずれか低い額について行うこととする。

(ア) 人口、被保護者の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

(イ) 市町村又は都道府県が被保護者就労支援事業の実施に要する費用について支弁した額（その費用のための収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

イ 後年度における支弁額からの控除

国の負担が（イ）の額について行われる場合、控除しなければならない額が市町村又は都道府県が当該年度に支弁した費用の額を超過するときは、その超過分を後年度の市町村又は都道府県の支弁額から控除することとしたこと。

(2) 改正規則による規則の改正

被保護者就労支援事業の事務の委託先である新法第55条の6第2項の規定による厚生労働省令で定める者について、被保護者就労支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他保護の実施機関が適当と認めるものとしたこと。（改正規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）第18条の7関係）

第2 その他留意事項

第1のほか、法第28条の改正に伴い、規則第4条に規定する様式第1号について、所要の改正を行うこととしているので、留意すること。（新規則様式第1号関係）

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成27年1月31日現在)

都道府県	金融機関名 (順不同)				
	本店/本部				
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	函館信用金庫	北空知信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	いわき信用組合
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫		
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫	群馬県信用組合	
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	巣鴨信用金庫	七島信用組合	足立成和信用金庫	朝日信用金庫
	あおぞら銀行				
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	かながわ信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫			
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会
	石川県医師信用組合				
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合	フルーツ山梨農業協同組合			
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫		
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫	高山信用金庫	飛騨信用組合	
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫		

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成27年1月31日現在)

都道府県 本店/本部	金融機関名 (順不同)				
	愛知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫
豊田信用金庫		愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
名古屋銀行		海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
瀬戸信用金庫		中日信用金庫			
三重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合
京都	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大阪	近畿大阪銀行	大阪シティ信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	北おおさか信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	枚方信用金庫	大正銀行
	大阪南農業協同組合				
兵庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但馬信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫	日生信用金庫	水島信用金庫
広島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
	信用組合広島商銀				
山口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長崎	十八銀行	親和銀行	たちばな信用金庫		
熊本	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぴん日出農業協同組合
宮崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合計	327機関				

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成26年6月24日

勧告先：文部科学省、厚生労働省

調査の対象とした法人

設立認可法人^(※)のうち、
 多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、
 かつ

税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある

- ・学校法人 <文部科学省、都道府県>
- ・医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金 <厚生労働省、地方厚生(支)局、都道府県>
- ・広域臨海環境整備センター <国土交通省・環境省>

<>内は所轄庁

※民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

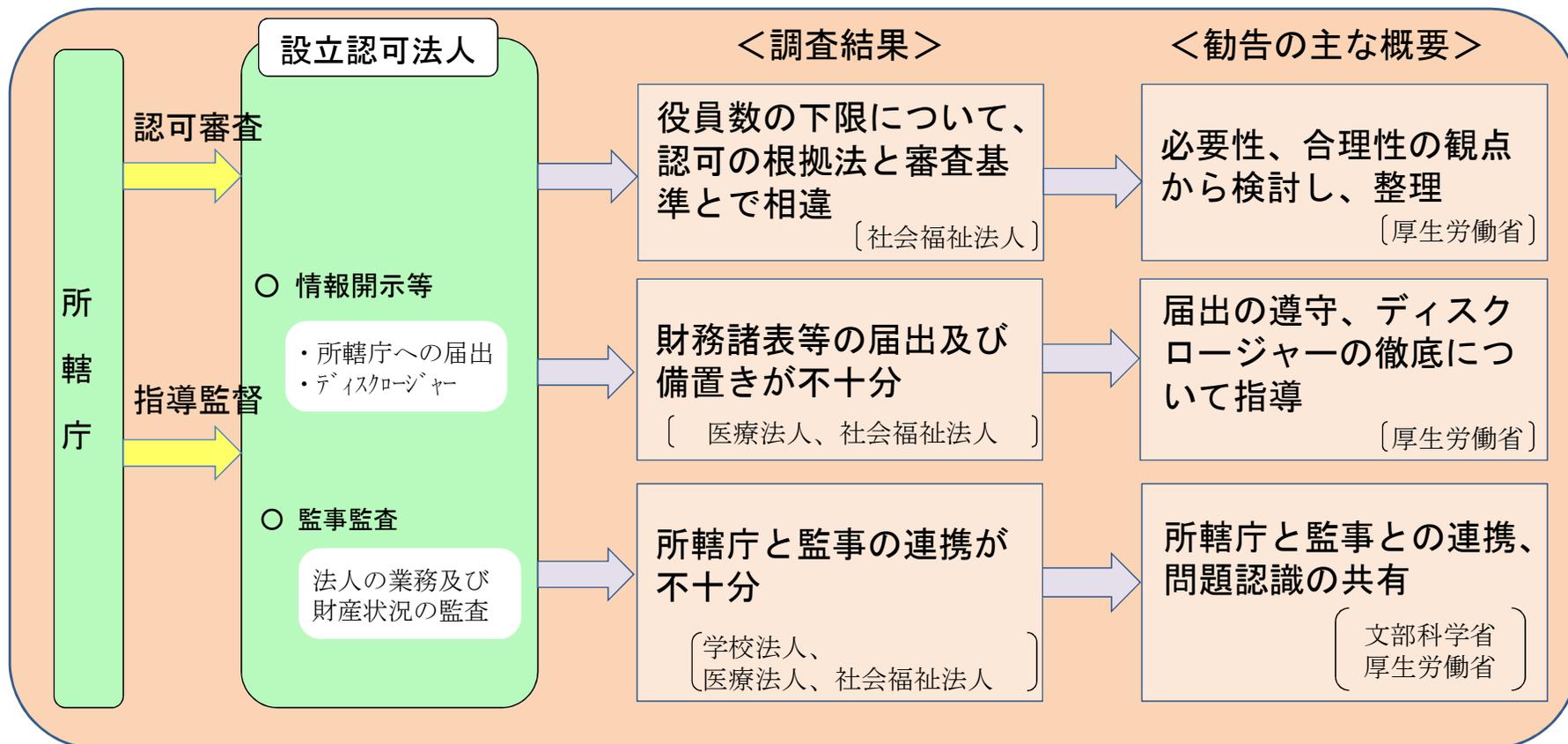
調査の視点

公的性格を有する事業を行う民間法人



○法人経営の健全性、透明性の確保

○法人におけるディスクロージャー、ガバナンスの推進



参考資料 4

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

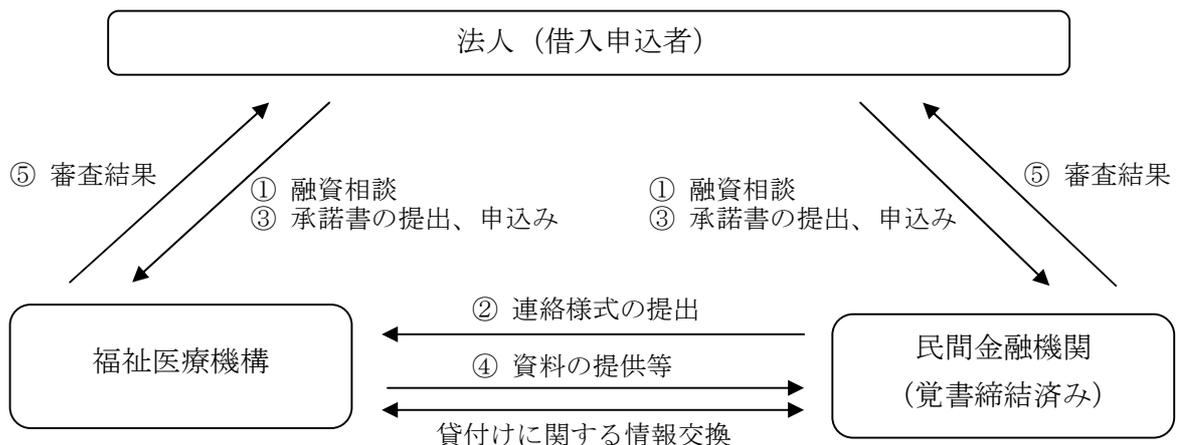
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※ 1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※ 2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※ 3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

職 発 0 2 0 4 第 1 号
社 援 発 0 2 0 4 第 1 号
平成 2 7 年 2 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法等の施行について（通知）

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）については、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、その概要について、「生活困窮者自立支援法の公布について（通知）」（平成 25 年 12 月 13 日付け職発 1213 第 1 号・能発 1213 第 2 号・社援発 1213 第 4 号、厚生労働省職業安定局長・厚生労働省職業能力開発局長・厚生労働省社会・援護局長通知）を发出したところである。

今般、平成 27 年 4 月 1 日から本法が全面施行されることに伴い、生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号。以下「政令」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）が平成 27 年 2 月 4 日に公布され、一部規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

今回施行される政令及び規則について、その趣旨及び主な内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本制度の施行に当たって、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するためには、貴都道府県等において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であることか

ら、幅広い関係部局間の連携にも特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 生活困窮者自立支援法施行令の制定

1 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に係る国の負担

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、毎年度国が市等（法第3条第1項に規定する市等をいう。以下同じ。）又は都道府県に対して負担する第9条第1項第1号又は第3号の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とするものとする。こと。（第1条第1項関係）

① 生活困窮者自立相談支援事業（法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下同じ。）の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）の所管区域内の町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額（第1条第1項第1号関係）

② 市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）（第1条第1項第2号関係）

(2) 法第9条第1項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する同項第2号又は第4号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。こと。（第1条第2項関係）

2 生活困窮者就労準備支援事業等に係る国の補助

(1) 法第9条第2項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第1号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び同条第5項に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。こと。（第2条第1項関係）

- (2) 法第9条第2項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第2号の額は、市等又は都道府県が行う法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業並びに法第6条第1項第4号及び第5号に掲げる事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とするものとする。
- （第2条第2項関係）

3 大都市等の特例

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第18条の規定により、指定都市が処理する事務については、生活困窮者就労訓練事業の認定及び当該事業に係る報告に関する事務とするものとする。 （第3条第1項関係）
- (2) 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第18条の規定により、中核市が処理する事務については、生活困窮者就労訓練事業の認定及び当該事業に係る報告に関する事務とするものとする。 （第3条第2項関係）

4 その他

(1) 地方自治法施行令の一部改正

- ① 第167条の2第1項に規定する随意契約の対象となるものに、法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を追加するものとする。 （附則第2条関係）
- ② 生活困窮者の自立支援に関する事務につき、大都市等の特例の規定を追加するものとする。 （附則第2条関係）

(2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の一部改正

第21条の14第1項に規定する随意契約の対象となるものに、法第10条第3項に規

定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同生活困窮者であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約を追加するものとする。 （附則第3条関係）

（3）食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正

地方自治法施行令について所要の改正を行うものとする。 （附則第4条関係）

（4）社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）の一部改正

社会福祉事業の対象者の最低人員の特例の対象となる事業に生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を加えるものとする。 （附則第5条関係）

（5）公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）の一部改正

公益通報者保護法の対象となる法律に、法を加えるものとする。 （附則第6条関係）

第2 生活困窮者自立支援法施行規則の制定

1 生活困窮者自立相談支援事業に関する事項（第1条及び第2条関係）

（1）法第2条第2項第3号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）で定める事項は、生活困窮者の生活に対する意向、当該生活困窮者の生活全般の解決すべき課題、提供される生活困窮者に対する支援の目標及びその達成時期、生活困窮者に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とすること。

（2）自立相談支援事業で行われる法第2条第2項第3号に定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、自立支援計画の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるために必要な援助とすること。

2 生活困窮者住居確保給付金の離職に準じる支給事由として法第2条第3項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とすること。
(第3条関係)

3 生活困窮者就労準備支援事業の対象者の要件及び期間(第4条及び第5条関係)

(1) 生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする事。

① 次の要件のいずれにも該当する者であつて、申請日において65歳未満の者であること。

イ 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者の収入の額の1/12)に住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日において世帯の保有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

② ①に準ずる者として、都道府県等が必要と認める者であること。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業の実施期間は、1年以内とする事。

4 生活困窮者一時生活支援事業の対象者要件及び期間(第6条及び第7条関係)

(1) 生活困窮者一時生活支援事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする事。

① 次の要件のいずれにも該当する者であること。

イ 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額に住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日において世帯の保有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は100万円とする。

② ①の生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が必要と認める者であること。

(2) 生活困窮者一時生活支援事業の支援対象期間については、3月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあつては、6月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができるものとする事。

5 生活困窮者一時生活支援事業における必要な便宜(第8条関係)

生活困窮者一時生活支援事業における規則で定める必要な便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする事。

6 生活困窮者自立相談支援事業等の委託対象者の要件（第9条関係）

委託の対象となる法第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。

7 生活困窮者住居確保給付金の対象者要件（第10条関係）

生活困窮者住居確保給付金の対象者は、次のいずれにも該当する者として、

- (1) 申請日において、65歳未満かつ離職等後2年以内の者であること。
- (2) 離職等の日において世帯の生計を主として維持していたこと。
- (3) 申請日の属する月において、世帯収入の額が、基準額と家賃額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。
- (4) 申請日において、世帯の所有する金融資産の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は100万円とする。
- (5) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

8 生活困窮者住居確保給付金の支給額（第11条関係）

生活困窮者住居確保給付金は1月ごとに支給し、その月額を、生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）とする。ただし、申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。

9 生活困窮者住居確保給付金の支給期間（第12条関係）

- (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が7(2)～(5)のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができるものとする。
- (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住

宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

10 生活困窮者住居確保給付金の支給手続（第13条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、規則に定める生活困窮者住居確保給付金支給申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出するものとする。

11 生活困窮者住居確保給付金を受ける者に対する就労支援（第14条関係）

- (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下「就労支援」という。）を行うものとする。
- (2) 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができるものとする。

12 生活困窮者住居確保給付金の不支給（第15条関係）

生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しないものとする。

13 再支給の制限（第16条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

14 代理受領等（第17条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。

15 生活困窮者住居確保給付金と職業訓練受講給付金等との併給調整（第18条関係）

- (1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けられる者に対しては、これを受けられる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しないものとする。

(2) この規則の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しないものとする。

16 生活困窮者就労訓練事業で支援対象者に供与する便宜（第 19 条関係）

法第 10 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等（以下「就労等支援」という。）とすること。

17 生活困窮者就労訓練事業の認定の手續（第 20 条関係）

法第 10 条第 1 項の認定を受けようとする者は、規則に定める生活困窮者就労訓練事業認定申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添付して、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出するものとする。

18 生活困窮者就労訓練事業者の認定基準（第 21 条関係）

生活困窮者就労訓練事業者の認定基準は以下のとおりとするものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

イ 法人格を有すること。

ロ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ハ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

ニ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

ホ 一定の欠格事由に該当しないこと。

(2) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援のため、必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生及び災害補償に関する必要な措置を講じること。

19 認定生活困窮者就労訓練事業に関する変更の届出（第 22 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関し、変更があった場合には速やかに変更のあった事項等を管轄都道府県知事等に届け出るものとする。

20 認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届（第 23 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならないものとする。

21 その他（第 24 条、第 25 条及び附則関係）

法第 11 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める求人情報の提供方法は、書面の提出による提供とすること、身分証明書の様式及び施行前の準備等について所要の規定を整備するものとする。

Ⅱ 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係

II 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係

第1 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の概要

1 概要について

(1) 趣旨等

ア 低所得者に対し、消費税率引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、平成27年度も簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

イ 制度の概要は、支給額や加算措置の有無といった変更点を除けば、基本的に平成26年度事業と同様である。以下の図を参照されたい。

臨時福祉給付金の概要（26年度と27年度の比較）

		平成27年度	平成26年度
趣 旨		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ(5→8%)による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施	
内 容	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 (市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)	
	予算上の対象者数 (注1)	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給	
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基 準 日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支 給 額 (注2)	支給対象者一人につき、6,000円 (加算措置なし) (平成27年10月～平成28年9月の1年分)	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を加算 (平成26年4月～平成27年9月の1年半分)
	費 用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予 算 額	1,693億円 (事業費：1,320億円、事務費：373億円)	3,420億円 (事業費：3,000億円、事務費：420億円)

(注1) 予算積算上の推計数であり、対象者数の減は、推計方法を精査したことによるもの

(注2) 支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出

(2) 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率の引上げによる負担増の影響分を織り込んで設定されているため、平成26年度事業と同様に、基準日（平成27年1月1日）における生活保護制度の被保護者等については、臨時福祉給付金の支給対象外とする。

ただし、以下の者については、臨時福祉給付金の支給対象とする。

- ・ 基準日（平成 27 年 1 月 1 日）に保護停止中の者
- ・ 平成 27 年 1 月 2 日から 10 月 1 日までに保護が廃止又は停止となった者

（3）施設入所等児童等、DV 被害者等に関する取扱い

ア 平成 26 年度事業と同様に以下のような取扱いとする。

（ア）基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

（イ）DV 被害者等については、基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で配偶者と生計を別にしてしている DV 被害者等について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該 DV 被害者等が居住する市町村から支給することとする。

イ このため、施設入所等児童等及び DV 被害者等については、平成 26 年度事業と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いします。

ウ 平成 26 年度事業においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成 26 年 1 月 10 日付け事務連絡）等により御協力をお願いしたが、平成 27 年度事業についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、7 月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

第2 実施に向けた準備

1 予算について

(1) 国における予算計上

ア 臨時福祉給付金の支給に要する経費については、「平成27年度一般会計予算」（平成27年1月14日閣議決定）に計上されたところである。

イ 補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

(ア) 事業費 1,320億円

・ 6,000円×2,200万人分 = 1,320億円

(イ) 事務費 373億円

・ うち、地方公共団体分 = 約358億円

ウ 事務費予算計上の考え方は以下のとおりであり、平成26年度事業とほぼ同様である。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
 - ・ 申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
 - ・ システム改修費 [既存システムの改修 など]
 - ・ 電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
 - ・ 口座振込手数料
 - ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
 - ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]
- などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- ・ 広報経費

などの経費を見込んだもの。

(2) 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

ア 平成27年度の臨時福祉給付金に係る予算については、事業費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。

イ 平成 27 年度事業については、平成 27 年度中に完了することを原則とし、予算を平成 28 年度に繰り越して実施することは想定していない。

(3) 地方公共団体における予算計上について

臨時福祉給付金については、基準日を平成 27 年 1 月 1 日とし、後述のとおり平成 27 年 10 月から支給を開始していただくことを想定しており、既に平成 27 年度当初予算に計上していただいている市町村もあると承知しているが、まだ予算措置を行っていない市町村におかれては、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

(4) 都道府県に対する事務委任について

臨時福祉給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

2 実施スケジュール等について

ア 上述のとおり、平成 27 年度事業で支給する臨時福祉給付金は、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 1 年間の期間に対応するものであることから、各市町村においては、平成 27 年 8 月から 9 月頃に申請受付を開始し、平成 27 年 10 月から支給を開始するスケジュールを基本に事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、平成 26 年度事業と同様に、3 か月を基本とし、市町村の規模等に応じて 3 か月以上 6 か月以内の期間を設定していただきたい。なお、上述のとおり、平成 27 年度事業は平成 27 年度中に完了することとしているので、期限の設定に当たっては留意願いたい。

3 広報に関する準備作業について

(1) 国の広報について

平成 27 年度事業における国の広報予定は、以下のとおりである。

ア 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、平成 26 年度事業と同様、臨時福祉給付金に関する特設ホームページを設ける。

イ 特設コールセンターの設置

臨時福祉給付金に関する国民からの一般的問い合わせに国でも対応するため、平成 26 年度事業と同様、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする予定である。

なお、平成 26 年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、平成 27 年度の臨時福祉給付金に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平成 27 年 4 月以降の対応については、委託業者の選定等の手続き後、開設時期等を連絡する。

ウ 一般的広報

各市町村で申請受付が開始される時期と、申請受付が終了する時期に合わせ、以下のような一般的広報を実施する予定であり、委託業者の選定等の手続き後、具体的内容を連絡する。

なお、これら一般的広報の実施時期は、各市町村において 8 月から 9 月頃に申請受付が開始され、10 月から支給が開始される実施スケジュールを念頭に、大半の市町村が申請受付を開始する時期と申請受付を終了する直前の時期を捉えて重点的に行いたいと考えている。

- ・ テレビスポット
- ・ ラジオ広告
- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ ポスター・チラシの作成、配布

(2) 地方公共団体における広報について

ア 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、平成 26 年度事業では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに臨時福祉給付金の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

イ こうした個別の勸奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、平成27年度事業においても、各市町村において効果的な申請勸奨に取り組んでいただきたい。

【参考】平成 27 年度の臨時福祉給付金の支給額等に関する Q & A

平成 26 年度の臨時福祉給付金は 10,000 円であるのに対し、なぜ平成 27 年度の臨時福祉給付金は 6,000 円なのか。

(答)

- 平成 26 年度の臨時福祉給付金も、平成 27 年度の臨時福祉給付金も、消費税率の引上げによる食費の負担増に相当する額を支給しており、支給の水準は変わっていません。
- 額の違いは、対象とする期間の違いによるものです。
平成 26 年度・・・平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月の 1 年半分
平成 27 年度・・・平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の 1 年分
- 低所得者対策である臨時福祉給付金は、毎年 6 月頃に決定される住民税の課税状況に応じて支給することとしています。
- 平成 26 年度は、平成 26 年 6 月頃に決定される平成 26 年度の住民税の課税状況を用いる必要があった一方、消費税率は平成 26 年 4 月に引上がっていましたので、平成 26 年 4 月分まで遡って 1 年半分を支給しました。
- 一方で、平成 27 年度は、住民税の課税状況が 1 年ごとに改定されることに応じ、臨時福祉給付金も 1 年分を支給することとしたものです。

平成 28 年 10 月以降の分については、どうなるのか。

(答)

- 臨時福祉給付金は、税制抜本改革法において複数税率等の低所得者対策が実施されるまでの間の措置として位置付けられています。
- このため、平成 28 年 10 月以降分については、今後の複数税率をめぐる検討状況等を踏まえ、平成 28 年度予算案の編成過程で検討し、決定されるものと考えています。